地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、下記のとおり定例監査を執行したので、その結果 を同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成29年12月15日

新庄市監查委員 大場隆司

新庄市監查委員 髙橋 富美子

記

## 1. 監査の対象

社会教育課の平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

## 2. 監査の期間

平成29年11月6日から平成29年11月29日まで

## 3. 監査の方法

監査対象課等に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。

## 4. 監査の結果

提出された資料等に基づき、関係諸帳簿を照合確認したところ、計数的に正確である と認めた。また、業務の執行についても概ね妥当であった。 ただし、次の事項については改善措置が必要と認められる。

○ふるさと歴史センターの観覧料について、日計簿から現金引継整理簿への転記及び口 座への引継に一部停滞が見られるため、現金取扱要領等に基づき定期的に入金するな ど、適切な現金取り扱いに努めること。